事 務 連 絡 平成17年4月27日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様について」に関するQ&Aについて

コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様については、平成15年6月4日付医薬 審発第0604001号厚生労働省医薬局審査管理課長通知「コモン・テクニカル・ドキュ メントの電子化仕様について」及びこのQ&Aとして、平成16年11月25日付事務連絡 「「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様について」に関するQ&Aについて」 (以下「事務連絡」という。)により取り扱ってきたところです。

事務連絡別添は、順次、日米EU医薬品規制調和国際会議(ICH)における合意に基づき更新を行っているところですが、今般、「eCTD IWG Q&A及び仕様変更要請文書 Version1.8」として更新されましたので、ご了知の上、業務の参考として貴管内関係業者に周知方御配慮願います。

なお、本事務連絡の写しを日本製薬団体連合会他関係団体あてに発出していることを申し 添えます。

日米EU医薬品規制調和国際会議

eCTD IWG Q&A及び仕様変更要請文書

Version 1.8

2004年11月18日

改訂履歴

Date Description	2003年1月 ICHに提出された質問を検討した後の最初のバージョン	2003年2月 ICH運営委員会会議(東京)	2003年7月 ICH運営委員会会議(ブリュッセル)	2003年7月 [ICH]運営委員会会議(ブリュッセル)	2003年7月 FDAの法律家のコメント	2003年11月 ICH運営委員会会議(ブリュッセル)	2004年1月 IFPMAからの様式問題の指摘対応	2004年6月 ICH運営委員会会議(ワシントン)	2004年11月 ICH運営委員会会議(横浜)
版番号	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8

絡加加

問は、ICHの3極すべてのeCTDに関連する共通の質問に関するものである。ステップ2の仕様に関する質問のほとんどはステップ4で取り上げたため、このリストには示していない。地域に固有の申請方式の実装スケジュール、モジュール1の実装、ライフサイクルマネージメントについての質問、および各地域における仕様の項目に関する質問は、各地域において公表するガイダンス文書に回答 本Q&Aは、eCTDの仕様に関してeCTD Implementation Working Group(IWG)が検討した質問の要約である。本文書で回答した質 を示す。

コモン・テクニカル・ドキュメント(CTD)の目次に関連する質問は、ICHウェブサイトのCTD Q&Aセクションに提出すべきである。

これまでに提出された質問の一部は、eCTDの仕様変更を依頼している。本文書の変更要請のセクションでは、eCTD IWGが受領し たこれらの項目全てを取り上げ、そのステータスを示す。

仕様が変更を受ける場合、またはeCTD IWGに新たな質問が提出された時に、本文書を更新する

##		回答	承認日
7	ペーパーCTDには同じ文書が複数含まれることがあるが、当該ファイルへの参照についてXMLバックボーン中に個「Feb-03	当該ファイルへの参照についてXMLバックボーン中に個F	eb-03
	eCTDに複数のファイルを含める必要があるか?	別に記載する。フォルダ構造の適切な場所にファイルを1 つだけ保存し、ファイルを重複して保存しない。	
2	eCTDでは相互参照をどう示すべきか?	ハイパーリンクを利用することにより、CTDの相互参照を Feb-03 eCTDで実現できる。	eb-03
က	3 XMLノード属性に以前に割り当てた値を変更できるか?(例 現在はできない。 えば、適応症に値を入れなかったか、間違った値を入れ、後 に値/異なる値が必要であることが判明する場合)この質問から変更	[要請00200および00210が作成された。	Feb-03

Feb-03 素m3-2-p-4-control-of-excipientsを繰り返し、各繰り返しに対し添加剤属性を割り当てる(例えば、ステアリン酸マグネンウムおよび精製水)。これらのそれぞれに、3.2.P.4.1、3.2.P.4.3、3.2.P.4.4に対する文書を含むリーフ バックボーンの作成方法を以下に示す:各添加剤毎に要 control-of-excipinetsの別の繰り返しを作成し、 添加剤属 要素を含める。ここに3.2.P.4.5および3.2.P.4.6に対する 3.2.P.4.5および3.2.P.4.6に対するリーフ要素を含める。 ディレクトリノファイル構造は、以下のようなものになる。 リーフ要素を含める必要はない。次に要素m3-2-p-4index.xmlファイルの構造は次ページの図のようになる。 性値「animal-human-novel」を割り当てる。ここに、 Lanalyce a procedures pdf |
Laufrentom of specifications pdf |
Laptorifications pdf |
Laptorifications pdf |
Layer dictation and yt procedures pdf itanium-doxide
Recipients-human-animal pdf
Throvel-excipients, pdf crosscarmallose-sodium • magnesium-stearate • purified-water sodium-chloride し、個別のセクション3.2.P.4.1から3.2.P.4.4までを提供し、3.2.P.4.5および3.2.P.4.6は別々のファイルであると考えられる。eCTDでは、3.2.P.4.5および3.2.P.4.6に対し、フォルダとして、あるいはバックボーンへ記載としても、繰り返し構造を CTD構造から逸脱しない方法で、モジュール3「添加剤の管理」セクション(3.2.P.4)に対する正しいindex.xmlファイルを 作成するのは大変にむずかしい。CTDでは各添加剤に対 バックボーンへの記載を重複することなく、また意図した この質問は変更要請00100から作成された。

Control of the Co			· -
一部のTOCタグはDTDでは要求されない。次のいずれの場合に作成する必要があるのか、1)可能な場合はいっでも、2)この要素を繰り返す場合のみ、または3)地域の当局が要請する場合のみ、について明らかにしてほしい。			Feb-03
一部のTOCタグはDTDでは要求されない。次のいずれの場合に作成する必要があるのか、1)可能な場合はいっでも、2)この要素を繰り返す場合のみ、または3)地域の当局が要請する場合のみ、について明らかにしてほしい。	 c'anti versione "1 0" 1> c'anti versione "1 0" 1> c'edit etcl entrich (?ver source for for) doctroe)> c'edit 2 dectroe (edit etcl) doctroe) c'edit 2 dectroe (edit etcl) dectroe (edit etcl) dectroe (edit etcl) c'edit 2 dectroe (edit edit etcl) dectroe (edit etcl) c'edit 2 dectroe (edit edit etcl) c'edit 2 dectroe (edit edit etcl) c'edit 2 dectroe (edit etcl) 	- cm3.2 e4 - cmm/10-pd execption recognition in stearete*) - cm3.2 e4 - cmm/10-pd execption expensive in agreement in a cm3.2 e4 - cmm/10-pd execption in a cm3.2 e4 - cm3.2 e4	TDの全般的なQ&Aと一致させるために、必要に応じて J下の属性を常に含める。 質薬 製造業者 該品名 添加剤 適応症
ισ			一部のTOCタグはDTDでは要求されない。次のいずれの場合に作成する必要があるのか、1)可能な場合はいつでも、2)この要素を繰り返す場合のみ、または3)地域の当局が要請する場合のみ、について明らかにしてほしい。
			ഥ

に際し承認申請書 Feb-03 パのICHガイダンス りに関し現在明確 びをCTDの各セク のが記載されてい 場合は、eCTDの びファイル名に対す る文書を申請者が	Feb-03	の電子的CTDの提 Feb-03 Dによる申請資料 については、各地	一方通行の提出メ Feb-03 hた。 hた。
新医薬品の製造又は輸入の承認申請に際し承認申請書に添付すべき資料の作成要領」についてのICHガイダンスに、推奨される文書の構成(granularity)に関し現在明確に定義されている。これには、CTDおよびeCTDの各セクションに対し適切な構成と考えられるものが記載されている。ガイダンスに定義が示されていない場合は、eCTDの仕様書に記載されているフォルダおよびファイル名に対する規約に従う限り、適合すると考えられる文書を申請者が自由に作成できる。	プライン マー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファ	eCTD仕様書は、申請者から規制者への電子的CTDの指出に関して記載されるものである。eCTDによる申請資料を審査するために使用する審査ツールについては、各地域の規制当局に問い合わせること。	eCTD仕様書は、申請者から当局への一方通行の提出メカニズムを提供する。 この質問から変更要請00220が作成された。
付録4に一部のセクションに対する特定のフォルダ名が示されている。また他のセクションは一般的に単一のファイルから構成されると記載されている。「一般的に」の定義は何か、また、一般的でない場合には何を実施すべきか?	eCTD仕様において、適応症に使用すべき用語に対し制限 ないはあるか?	審査官は「append」(追加)オペレーション属性をどう閲覧し、eCTD仕様書は、申請者から規制者への電子的CTDの提 Feb-03利用するのか?当局内の審査ツールがこれらの属性をどう 出に関して記載されるものである。eCTDによる申請資料取り扱うかについて明確にすべきである。 を審査するために使用する審査ツールについては、各地域の扱うかについて明確にすべきである。 域の規制当局に問い合わせること。	審査官からの質問は、eCTDにより電子的に提供されるのか?
9	-	∞	6

10 ルートフォルダ名は医薬品の申請番号または登録番号とするよう推奨されている。しかし、欧州の一部の国では、申請前に申請番号を得られない。MRPの場合、各国は異なる番号を与えているため、ルートフォルダの命名が問題となっている。一部の国では、申請番号は包装サイズおよび/または力価別に与えられ、固有の申請番号を見つけるのが難しい。従って、FDAへの申請で使われるような固有の識別子は、欧州では極めて実現しがたい。 11 ID属性について、内部申請識別子を利用することは認められるか、または人の識別が無理なくできるようにもっとわかり易いものである必要はないか・(例えば、ある問題に関する審査自から申請者への連絡文書における場合)。 2 eCTD仕様書では、3.2.A.3で新規添加剤1つだけ認めているが1つ以上ある場合は、どうなるのか?繰り返し要素に変更すべきではないか。	Jam	5ことは認めら ID属性は、申請書内での固有の参照であることが意図さ こもっとわかり れている。これを利用して、XML文書内で別の項目から当 題に関する審 該項目を参照できる。XML文書ではIDの最初の文字はア ルファベットでなければならない。内部のIDジェネレータが 数字しか使用しない場合、先頭のアルファベットの後に数 字をつけることにより、これをIDとして利用できる。	認めてい 変更要請についての決定が下されるまで、解決策を規制要素に変 当局と相談すること。
	10 ルートフォルダ名は医薬品の申請番号または登録るよう推奨されている。しかし、欧州の一部の国でに申請番号を得られない。MRPの場合、各国は異を与えているため、ルートフォルダの命名が問題とる。一部の国では、申請番号は包装サイズおよび方価別に与えられ、固有の申請番号を見つけるのい。従って、FDAへの申請で使われるような固有のは、欧州では極めて実現しがたい。	ID属性について、内部申請識別子を利用することれるか、または人の識別が無理なくできるようにも、易いものである必要はないか(例えば、ある問題は査官から申請者への連絡文書における場合)。	eCTD仕様書では、3.2.A.3で新規添加剤1つだけるが1つ以上ある場合は、どうなるのか?繰り返し更すべきではないか。 更すべきではないか。

13	現行の仕様書にはICHのウェブサイトにeCTDの空のフォルダ・テンプレートがあると記載されている。そこに、このテンプレートはない。 どこにあるのか? ・・の 毎問け 本 軍 亜 書 nn3qnから 作成 メカナ	ダウンロードでき、そして空のeCTDフォルダ・テンプレート Juを作成することを実行できるファイルは、現在ICHウェブサイトより提供されている。	11-03
14	eCTDにおける電子署名の使用についてはどういう見解かっ この質問は変更要請00280から作成された。		Jul-03
15	仕様書の付録4に示された文書のファイル名は必須か、オプ eCTD中のファイル名はオプションであるが、これらの名称ションか? ションか? きに、審査官が識別しやすいように、ユニークで理解でき この質問は変更要請00110および00120から作成された。 るファイル名の命名を考慮してもよい。ファイルの命名に 対する一般規定は、仕様書の付録6に示されている。	eCTD中のファイル名はオプションであるが、これらの名称 Juを強く推奨する。同時に複数の似たようなファイルを開くときに、審査官が識別しやすいように、ユニークで理解できるファイル名の命名を考慮してもよい。ファイルの命名に対する一般規定は、仕様書の付録6に示されている。	Jul-03
16	フル・テキスト・インデックス(例えば、Adobeカタログ・ファイ フル・テキスト・インデックスをどのICH地域当局も要求して Jul-03ル)を提供する必要性と、当局が希望する場合には、それら いないので、ガイダンスの規定は必要ない。をバックボーンのどこに、どう含めるべきかを明確にしてほしい。い。この質問は変更要請00310から作成された。	フル・テキスト・インデックスをどのICH地域当局も要求して Juvないので、ガイダンスの規定は必要ない。	1]-03

17	申請プロセスを支援するために、eCTD仕様書に記載されて 認められる。 いないレベルのサブフォルダを作成することは認められる か?		Jul-03
	この質問は変更要請00140から作成された。		
18	ブックマークを展開して示すべきか、または折りたたむべきか?表や図に対するブックマークは別の構造とすべきか?この質問は変更要請00270から作成された。	これに関する公式ガイダンスを提供するには、どの当局の J 経験も不十分である。全てのブックマークを展開するのは 適切でないと思われる。なぜなら、いくつかのインスタンスでは、審査に支障が出るくらい多くのブックマークがあり、またウェブ・ブラウザの「リフレッシュ」時間に影響を与える 可能性がある。同様に、ブックマークを完全に閉じるのも、審査官が常に開ける必要があるので有用でないと思われる。従って、申請者がブックマークをどう示したら審査官に有用かを考え、申請資料内での同様の種類の文書に対しある程度の一貫性を持たせることが望ましい。	Jul-03
19	「font library」属性に対する値として何を含めるべきかについて、明確にしてほしい。 この質問は変更要請00300から作成された。	今のところ、どの当局もこの属性を利用するつもりはない。 ので、ガイダンスの規定は必要ない。	Jul-03
20	eCTDによる申請で、tiffファイルは認められるフォーマットで eCTDの仕様では、tiffファイルの使用は認められていなあるのか、またはpdfに変換すべきか? い。使用できるフォーマットに関しては、仕様書の当該セインの質問は変更要請00350から作成された。 カョン (付録1)を参照のこと。		Jul-03

21	「felete」(削除)オペレーション属性を使用する場合、チェッ チェックサム属性にヌルの入力を推奨する。すなわち、ニ Jul-03 クサムが要求される。チェックサムの対象となるファイルが存 重引用符("")の間に何も記載しない。 在していないとき、どうチェックサム属性を利用すべきか?	チェックサム属性にヌルの入力を推奨する。すなわち、二重引用符("")の間に何も記載しない。	Jul-03
	この質問は変更要請00130から作成された。		
22	過去に作成された資料に関しては、M4のGranularity Annex 既に作成されたあるいは作成中のレポートについては、単 Nov-03に記載されている形式に分割することなく、単一ファイルとし ーファイルとして作成されている場合は、単一ファイルとして提出して良いか?全てのレポートが M4 のGranularity て提出しても、受け入れられる。Annex 示された方法で構造化しなければならない、決めら 今後作成されるレポートはM4 Granularity Annex に記載れた日付はあるか?	既に作成されたあるいは作成中のレポートについては、単一ファイルとして作成されている場合は、単一ファイルとして作成されている場合は、単一ファイルとして提出しても、受け入れられる。 今後作成されるレポートはM4 Granularity Annex に記載された方法で構造化されることを推奨する。	Nov-03
	この質問は変更要請00460から作成された。		
23	個々のファイルのファイル名は、作成時点からライフサイクル そうではない。ただし、eCTD仕様または地域固有の手引終了時まで固定されているのか? きであらかじめ定められているファイル名、たとえば index.xmlなどは除く。		Jun-04
	この質問は変更要請00590から作成された。		
24	地域固有(モジュール1)バックボーンxmlファイルのオペレー 地域固有の手引きを参照のこと。 ション属性は常に新しいものとするのか。	地域固有の手引きを参照のこと。	Jun-04
	この質問は変更要請00600から作成された。		

Jun-04	Jun-04
CTD \overline{V} eCTDとでは扱いが異なる。eCTDの場合、症例記録および個別症例データー覧のPDFファイルはモジュール5.3.7のフォルダーに治験別に保存する。ただし index.xm/ファイルでは、症例記録および個別症例データー覧のリーフ要素を、付随する治験タグファイルを含む追加情報がある他の治験報告書ファイルと同じ見出しのところに保存する。更に、リーフ要素の反復を、5.3.7 思者 ラニともできる。データセットが要求されている地域では、地域固有の手引きに従ってデータセットを構成すること。公表文献及び引用文献のファイルは、モジュール5.4のフォルダーに保存する。ただしindex.xm/ファイルでは、公表文献及び引用文献のリーフ要素を、付随する治験タグファイルを含む追加情報がある他の治験報告書ファイルと同じ見出しのところに保存しなければならない。更に、リーフ要素の反復を、5.4参考文献の項に保存すること。	v3.0を使用した場合であっても、IDを使って将来的な適合性の問題を回避することが望ましい。 すでに提出済みのファイルについては、規制当局に相談してライフサイクル問題を解決する方法について確認することできる
	5 申請者が仕様v3.0を使ってeCTDを提出する場合、バージョ v3.0を使用した場合であっても、IDを使って将来的な適合 Jun-04ン3.2との将来の適合性はどのようにして保証されるのか。 性の問題を回避することが望ましい。 すでに提出済みのファイルについては、規制当局に相談 してライフサイクル問題を解決する方法について確認する この質問は変更要請00540から作成された。 こと。 こと。
25	26

新の Nov-04 (新会及 (対で関す (装時期 (大野かな) (大野かな) (大野かな)	請に関 Nov-04 ではノー いるよう ・する手
申請者は個々の地域において受け入れ可能な最新のDTDを使用するものと予想される。M2専門家作業部会及び3種の規制当局は何時新たな仕様を公表するかに関するガイダンスを提供するであろう。新たな仕様の実装時期は特定されるものと思われる。規制変更(例えばCTDの変更)は即座に実装されるであろうが、技術の変更は新たなメジャーな改訂時まで遅れる可能性がある。	ノードエクステンションの使用に関しては個々の申請に関してFDAと相談すべきであろう。他の地域においてはノードエクステンションの使用はeCTD使用に示されているように、受け入れ可能である(つまり、他に情報を提供する手段がないのであれば、その使用は認められる。)
申請者は個々の DTDを使用する USA極の規制当 るガイダンスを指 は特定されるもの 更)は即座に実 メジャーな改訂理	ノードエクステン してFDAと相談 ドエクステンショ に、受け入れ可 段がないのであ
ーつの申請を通じて、DTDのバージョンは一つであるべきと 予想される。従って、同一申請において初回提出時に用い たDTDと同じバージョンをその後も使い続けるべきか? 一方、新たなDTDは新規あるいは継続にかかわらず、ある 一定の時期から使いはじめるべきか? また、仮にDTDの変更が必要であるならば、古い項目の名 称変更や新たな項目が追加されたような構造が変更された 場合、どのように規制当局はビューイングツールを累積 ビューのために提供するのか?	全てのICH地域において、第2部から第5部に関してノード エクステンションが使用できることを明らかにしていただきた い。ICHの仕様は第一部に関しては地域の問題であるが、 第2部から第5においてノードエクステンションの仕様を認め ている。FDAはノードエクステンションを認めないと述べてお り、ICH仕様と整合性が図られていない。ヨーロッパにおける 品目申請の経験から、ノードエクステンションは第4部及び 第5部の構造を示すためには必要であることが示された。現 在、このことはeCTDが地域を越えて再利用可能ではなく、 産業側に対して非常に多くの再作業を行わせることを意味 する。FDAを第2部から第5部のノードエクステンションの使 用を認めるべきである。
27	58

eCTD 仕様変更要請 (Step4到達以降)

アクション		Version 3.2で変 更	Version 3.2で変 更				Version 3.2で変 更	
ステータス	然	承 認 (仕様変更)	承 認 (仕様変更)	却下	却下	却下	承 認 (仕様変更)	却下
コメント	Paper Study Tagging FileはICHウェブに掲 終 示されている。M2 EWGが長期的に 試験報告書の解決に取り組む予定であり、新ステップ4試験報告書仕 であり、新ステップ4試験報告書仕 様が作成されるまで、必要に応じて Study Tagging Fileを利用できる。	て、DTDおよびスタイルシートは「付録4が決定された情報であるが、サブフォルダ"style"に保存す、次バージョンで修正する。このた6~2ページにはDTDファイルめ、次回に修正を加える付録4が最の直下に置くとしている。どち、終的な情報であり参照されたい。	変更する	現状のまま(小文字)にしておくの が、最良である。	適切でない	適切でない	了解。Q&A (No.12) および次回の DTD改訂で対応する。	不適切な質問。脚注のテキストが正 しい。質問は関連性がない。
概要	Study Report Information Topic Paper abridged.docを参照。	4-62(#371)では、DTDおよびスタイルシートは 付録4が決定された情報であるが、フォルダ"dtd"、サブフォルダ"style"に保存す 次バージョンで修正する。このたるとしているが、6~2ページにはDTDファイル め、次回に修正を加える付録4が最はフォルダ"util"の直下に置くとしている。どち 終的な情報であり参照されたい。ちが正しいのか?	ハイフンの正しくない使用がある。	Parta(大文字は認められない) — 必ずしも小文 現状のまま(小文字)にしておくの字に限定する必要はない。	ファイル/ディレクトリのフル・パス6-5ページ… ファイルを示すのにフル・パスを使用するとあるが、例ではフル・パスが示されていない。	ファイルを示すのにフル・パスを使用するとある 適切でない が、例では、フル・パスが示されていない。	3.2.A.3を繰り返し要素に変更することを要請する。	試験ごとにサブフォルダを作成すると述べてい「不適切な質問。脚注のテキストが正 却下るが、セクション5.3では、症例一覧表または しい。質問は関連性がない。 CRFを伴わない試験が起こりうる。
仕様 コンポーネン ト	m5~3~5	4-62 (#371)	4-8ページ、 34行	2-5ページ	4-1~ <i>×</i>	<u>%−~9−9</u>	3.2.A.3	付録3、脚注 6
M2 スポン サー	FDA	EFPIA FDA	EFPIA FDA	MHLW	MHLW	MHLW	FDA	FDA
依頼者	CTD-E FDA	Liquent	EFPIA	MHLW	MHLW	MHLW	Liquent	FDA
#	000010	00020 Liquent	00030	00040	00041	00042	00020	09000

		Version 3.2で変 更	CTD-Qのグ ループに情報提供。次回メ ジャー改訂時に 検討。	Version 3.2で変 更	No. 15	No. 21	No.17
<u>누</u>	却下	承 認 (仕様変更)	承 認(仕様変更)	承認(仕様変更)	Q&Aとして 承認	Q&Aとして 承認	Q&Aとして 承認
10月8日バージョンのDTDに、本エレメントは含まれていない。もはや関連性はない。	適切でない。ヘッダーのバージョン は正しい。	「アプリケーション・バージョン」と 「ファイル・タイプ」バージョンの双方 を記載するよう、仕様書中の例(PDF 1.2またはPDF1.3など)を変更する。 一部は付録7にも記載する。	DTDを更新し、Q&A No.3の対応も行う。	明確化することが望ましい;仕様書の改訂までの間は、ファイル名がオプションであることをQ&A(No.15)により推奨する。	一般的な原則として、ファイル名を ユニークにすることは推奨される。一 Q&Aの110と関連。	Q&Aで取りあげる必要がある (No.21)。チェックサムはヌルとすべきである。	全てのファイルおよびフォルダ名は オプションであるので、これは認めら カス
要素の宣言 ELEMENT m3-2-p-2-1-components-of-<br the-drug-product ((leaflnode-extension) ?)> は他の全ての要素宣言と異なる。 ELEMENT name ((leaflnode-extension)*)	更新バージョン番号	「PDF バージョン1.3」である場合は、「Acrobat 5」と記載する。	添加剤についての情報を記述するDTDの構造は最適とはいえない。	ファイル名が必須かオプションかを明確にする。用語の不一致がある。	審査官が比較のためにいくつかのファイルを 同時にあけると考えられるので、ユニークなファ イル名の使用を推奨する。	チェックサムの使用;delete(削除)オペレーションを適用するときのチェックサムの使用について明確化してほしい。	より良い文書構成のためにサブフォルダ使用は任意とすることが推奨される。
ich-ectd-3- 0.dtd	ヘッダー	6-9 および6- 13 表6-8	3.2.p.4	付録3, 4	付錄4	DTD—付錄 6、例	付録4、セク ション3.2.S.2
EFPIA FDA	FDA	FDA	EFPIA EU	EFPIA EU	EFPIA EU	EFPIA EU	EFPIA EU
EFPIA	ECTD IWG	EU	EFPIA EU	EFPIA EU	EFPIA EU	EFPIA EU	EFPIA EU
0.000	08000	06000	00100	00110	00120	00130	00140

	M4Organisation 文書を変更	次回メジャー故 訂時に構造表 現と管理について検討		カバーページを 変更	Version 3.2で変 更	No. 3			Version 3.2で変 更	
範囲外	承認	A 認 (仕様変更)	範囲外	承 認		Q&Aとして 承認	範囲外	却下	承 認 (仕様変更)	範囲外
EUのモジュール1は変更されたので、もはや有効な質問ではない。	<u> 故訂M4 Organization文書ではファイル数に柔軟性をもたせる予定。</u> 00440を参照。	構造に対しては「Title」属性は使用 しない。	重複、00010を参照。	変更の必要あり。	DTDおよび仕様書の変更が必要。	回答:規制当局に相談すること。		00130と重複するので、適切でな い。	リーフ・レベルでリーフIDを必要とするよう仕様を変更。	ZipはOS依存性である。オープンスタンダードのアーカイビング・フォーマットが考慮されるべきである。IWGの範囲外
地域DTDおよびxmlインスタンスの命名法が定義されているが、EUのモジュール1として異なる命名法がある。どちらが優先されるか。	4 異なる容器栓システムに対し複数のファイルと改訂M4 Organization文書ではファ なることが考えられる。 00440を参照。	DTDの構成要素内での「Title」 属性の使用	複数の適応症をいかに取り扱うかについての 予備的な考察	[International]を加える。	属性"indication"が必要である。	バックボーンにエラーがある場合に、どのように「回答:規制当局に相談すること。 index.xmlを更新するかを考慮する必要がある。	双方向のコミュニケーションを支援するため に、仕様を拡大する。	以前に提出したファイルを削除する際の、 チェックサムの利用に関する詳細な説明	eCTD仕様でリーフIDが必要である(現在は任意)	Zipファイル。eCTD提出資料を小さくするための現実的なメカニズムで、eメールまたは単純なFTP送信に添付するための現実的なメカニズムが必要である。Zipは、eCTDに必要なファイルをディレクトリ構造を保持したまま東ねるための簡単なオプションであり、非常に効率的に当局に単一のオブジェクトを提供できる。
付錄4	付 錄 4 3.2.P.7	DTD		カバーペー	DTD	DTD		2-3ページ チェックサム	ベーシレーシ	
EFPIA	EFPIA EU	EFPIA	JPMA				EFPIA	FDA	FDA	EFPIA
EFPIA	EFPIA EU	ЕҒРІА	JPMA	ECTD IWG	Q&A	Q&A	Q&A	FDA	FDA	EFPIA
00150	00160	00170	00180	00100	00200	00210	00220	00230	00240	00250

承 認 Version 3.2で変 (仕様変更) 更	Q&Aとして No. 18 承認
重複、00090を参照	開して示すべきか、または折りどの地域にも確実な回答を出すに 表や図に対するブックマークは は充分な経験がない。個々の申請 きか?ブックマークの表示に関 について申請者が決定すべきであ オプションが存在する。第一 る。 を第一レベルまで折りたんん を第一レベルまで折りたん を3。または、審査官は調べた たる。または、審査官は調べた なる。または、審査官は調べた たる。または、審査官は調べた ができるように完全に展 なるかもしれない。次に、ブッ なるかもしれない。次に、ブッ なるかもしれない。次に、ブッ なうかもしれない。次に、ブッ なうかもしれない。次に、ブッ なうかもしれない。次に、ブッ なうかもしれない。次に、ブッ なきるが、支書によっては非 なうかもしれない。次に、ブッ なうかもしれない。次に、ブッ なるかもしたができるように完全に展 なるかもしたない。次に、ブッ なるかもしたない。または なるかもしたない。次に、ブッ なるかもしたない。または なるかもしたない。次に、ブッ
属性「application version」の意図した内容につ いて、例を用いた明確化が必要。仕様では いて、例を用いた明確化が必要。仕様では 「Application Version」という名称の属性が定義 されているが、ここでは何を用いるかの例は示 されていない。例えば、Acrobat v5でよいの か、あるいはPDF v1.3にするべきか。他の例 は、ある地域では.rtf.ファイルを使用する場合 のWordバージョンがあり得る。この属性の目的 とし、意味のある用語として何を使用すべきか。 を理解することが有用だろう。	ブッケマークを展開して示すべきか、または折りどの地域にも確実な回答を出すに たたむべきか?表や図に対するブックマークはは充分な経験がない。個々の申請 別の構造とすべきか?ブックマークはは充分な経験がない。個々の申請 して、いくつかのオプションが存在する。第一 は、ブックマークを第一レベルまで折りたん で示すことができる。そこで、審査官は調べた いものを展開できる。または、審査官は調べた いものを展開できる。または、審査官は調べた がして示すことができるように完全に展 開して示すことができるが、文書によっては非 常に長いリストになるかもしれない。次に、ブッ クマークをグループ化し、表や図を別個に デすことができる。ブックマークの示し方とし て、当局が好む形式はあるのか。
ЕFРІА	EFPIA
00260 EFPIA	EFPIA
00260	00270

範囲外	承 認 Version 3.2で変(仕様変更) 更	Q&Aとして No. 19 東鹮
Q&A (No.14) に、この点に関して見解けないと述べている。	全ての地域が100MBおよび75 MB のファイルサイズに適合できるかどう かをテストする。 その結果、全ての地域でテストさ れ、受け入れられた。	これは現在使用されていない。
使用できる電子署名に対する定義を包含する 仕様を作成すべきである。いくつかの企業が電子署名を使用することを望んでいるが、ICHから署名に関して一般的に使用できる基準および/または声明が出ていない。ICHはこうした基準を生み出すための実際的なフォーラムである。これは変更管理事項として取り上げられるべきであるが、当面はの&Aによるガイダンス形式が有用だろう。たとえば、電子署名を包含する場合は、どうすべきかーそれらは使用できるか、構成はどうすべきか。	ファイルサイズの上限を現行の50 MBより引き上げるべきである。Pdfファイルに対する最大ファイルは対する最大ファイルは対する最大ファイルは対い要件は、1998年当初のFDAガイダンス文書に由来するものだった。ネットワークとPCの性能は当時に比べ著しく改善されている。ICHは最大ファイルサイズを現在より大きくすることを考慮するべきである。これにより文書一特にスキャニングのみが唯一の選択肢である既存文書の作成が容易になる。	属性「font-library」の意図した内容について、 例をあげて明確化してほしい。仕様では「font- library」という名称の属性は定義されているが、 ここで何を用いるべきかについて例が示されて いない。たとえば、「Arial」が適切なのか、また は「Arial, Arial Black, Arial Narrow, Arial Itaric」などにするのか。この属性の目的、意味 のある用語として何を使用すべきかを理解する ことが、有用と考えられる。
EFPIA	ЕFPIA	EFPIA
EFPIA	ЕFРІА	EFPIA .
00280	005300	00300

00310 EFPIA	EFPIA	フル・テキスト・インデックス(例えば、Adobeカタ 現在、フル・テキスト・インデックスをログ・ファイル)を提供する必要性と当局が希望 使用する計画はどの地域にもない。する場合には、それらをバックボーンのどこに、pdfインデックス化要件の規定に関ビう含めるベきかを明確にしてほしい。 するセクションは、仕様の次バージョどう含めるベきかを明確にしてほしい。 ちとりあびるのままで、Q&A No.16でもとりあげる。	現在、フル・テキスト・インデックスを使用する計画はどの地域にもない。 pdfインデックス化要件の規定に関するセクションは、仕様の次バージョンで再度取り上げる。Q&A No.16でもとりあげる。	A 認 (仕様変更)	Version 3.2で変更
00320 EFPIA	4 EFPIA	あるファイルが更新されると、他の文書がそれ変更要請書を参照に対し余計なリンクや不正確なリンクを持つことがある。再リンクおよび/または、更新されたリンク先を指し示すためのメカニズムを確立するべきである。あるいは、レビューツールがその機能を提供すべきである。		公	eCTDでのライフ サイクルマネー ジメントの経験を さらに積むまで 保留
00330 EFPIA	A EFPIA	DTDをモジュラー化するべきである。例えば、 リーフ。そうすれば、地域モジュールの中など 他の目的にも使用できる。	第一部に関する技術的調和は eCTDの他のmoduleと共に次回メ ジャー改訂時に検討することを予定 している。	承認(仕樣変更)	Version 3.2で変 更

承 認 Version 3.2で変(仕様変更) 更	承認 No.20
リーフIDが必須であれば(00240を参照)、これを利用して、バックボー (インの一次エントリーを参照できる。1 この文書に対し、複数のインスタン スが必要なときなど、リーフIDの使用 法について、注釈が必要である。	認められない。使用できるフォー マットに対する仕様書のセクションを 参照。
オペレーション属性を仕様に追加し、バック ボーンの複数の場所からファイルを参照できるようにすべきである。ただしフル属性情報の管理は1回のみとするべきである。多くの申請資料で、同じファイルを多くの場所から参照することが適切である。eCTDにおいて、原則は常に、ファイルは1度だけ含めるが、バックボーンの複数の場所からリンケできるということである。ライフサイクルが、例えばこの文書が置き換えられることを意味する場合を除いて、これは満足のいベツリューションである。こうした状況では、バックボーンへの各エントリを個々に更新しなければならない。「reference」オペレーション属性を提供するためのオプションを含めるよう、eCTDを改訂すべきである。新規申請については、エれによりファイルの一次ロケーションには当該ファイルに関連するフルメタデータがあるが、二次ロケーションでは、メタデータはオックボーンにある一次ロケーションを無所するたけでよいので、ライフサイクル維持が簡単になり、一部のリンクのみを更新することによって生ごうるエラーの可能性が減少する。	eCTDによる申請で、tiffファイルは認められるフォーマットであるのか、またはpdfに変換するべきか?tiffはスキャンされた文書一特に既存文書とCRFに一般的に使用されるフォーマットである。
EFPIA	EFPIA
EFPIA	EFPIA
00340 EFPLA	00350

		12.)	
		Version 3.2で変 更	No. 13
ө Ж Ж	型 下	承 認 (仕様変更)	Q&Aとして 承認
2003年11月のCTD Coordination group(CTD調整グループ)に持ち 込まれている。	要請者が変更要請の取り下げを依頼した。	M4 グラニュラリティ・ドキュメントを参、 照すること。) 空のフォルダ構造を提供する予定 である。
署名に対するGxP要件を、試験報告書に対する複数ファイルの提供と関連させ、特にそれがある。 ある。GCPおよびGLPに基づくと署名は必要があり、ペーパー・プロセスでは署名は全報告書な対象とする。従って初回提出では、報告書に示された署名は全報告書を対象とする。従って初回提出では、報告書に示された署名は全報告書を対象とする。しかし、電子的なライフサイクル・マネジメント・プロセスでは、新たな付録など一部のファイルのみを更新することが可能である。署名の適用範囲のGxP解釈に関して、ガイダンスを提供する必要があるのか、各バージョンの署名を実際に何に適用するかを明確に示すためにプロセスをどう設計すべきか。	〈item〉randomisations-scheme〈/item〉を 〈item〉randomisation-scheme〈/item〉に、そして〈item〉に、そして〈item〉iec-erb-consent-form-list〉を 〈item〉iec-irb-consent-form-list〉が 更する。 単数形のrandomisationを使用し、複数形を使用しない。 iec-irb-consent-form-list値における誤りと考えられるものを訂正する。	オプションのgranularityが認められる場合、仕様では最下位のファイル名のみが定義される。 高位でどのファイル名を使用すべきかについて助言がほしい。	現在、ICHウェブサイトに空のテンプレートがあると述べられている。テンプレートは存在しない。
	ich-stf- stylesheet- 1-0a.xsl internal:voca bulary4leaf- labels-file- tag	付録4	FDA/EF 2-1ページ PIA
ЕГРІА	FDA	EFPIA	FDA/EF PIA
EFPIA	FDA/PhR FDA	EFPIA	FDA/EF PIA
00360	00370	00380	00330

Version 3.2で変 更		Version 3.2で変更		eCTDでの経験 をさらに積むま で保留	Version 3.2で変 更	No. 22
承 認 (仕様変更)	却下	承 認 (仕様変更)	村	保留	承認(仕様変更)	Q&Aとして 承認
	放	eCTDで、単一または複数文書/ファイルは既に認められている。 ファイルは既に認められている。 eCTD仕様(付録4)は更新する必要 があり、次回の仕様変更で更新予 定である。	内容についての問題であるので、 eCTDの範囲内ではない。CTD Qと の話し合いで、CTD Q文書には既 にプレースホルダーがあるので、変 更は必要ないと確認された。CTD Q 文書中のナンバリングが変更された 場合は、eCTDもこの変更を行う。			混合申請(単一ファイルとしての既存文書(過去の報告書)およびSTFに従って作成された報告書)は現時点では受入れられる。移行のための期間は明確にすべきである。
	00180を終了し、概要欄の最初の段落の文章 を削除する。	eCTD 品質モジュール 3の全てのセクション で、各セクションおよびサブセクションに単一の ファイルは既に認められている。 文書または複数の文書を含めるオプションを認 eCTD仕様(付録4)は更新する必要 めるよう推奨する。特定の方法を採用した場合 があり、次回の仕様変更で更新予 (単一または複数の文書)、添付書類のライル 定である。 サイクルを通してこれを維持すべきことに同意	「2.3品質に関する総括資料」(eCTDファイル 構成中の項目11)は「2.2CTD緒言」(eCTDファ イル構成の項目10)と重複している。eCTD仕 様から「2.3品質の総括に対する緒言」を削除 するよう推奨した。	容器/施栓系を属性として含めることを考慮すること。	承認された変更要求No.00240は現在すべての地域で受け入れられており、変更後のファイル属性と共にLeaf IDを使用することを確実にする。	既存文書(過去に作成した報告書)はSTFおよ 混合申請(単一ファイルとして びGranularity Annex毎としての区切られたファ 存文書(過去の報告書)およ イル/文書への分割を必要とせずに引き続き単 に従って作成された報告書) ーのファイル/文書として提出することはできる 点では受入れられる。移行の か?すべての報告書がCTDで定義した方法で 期間は明確にすべきである。 構造化されるべき特定日はあるか?
付錄9	トラッキング 表	付録4:eCTD に対するファ イル構成	付録4:eCTD のためのファ イル構成	DTD および容器, 仕様 ること	仕様3.0、6-3 ~6-9ペー ジ、8-2ペー ジ	STF仕様及 びM4 Granularity Annex
EFPIA	FDA	FDA	FDA	FDA	FDA	EFPIA
EFPIA	FDA	Boehring er Ingelheim Pharmac. Inc.	Boehring er Ingelheim Pharmace uticals Inc	FDA	FDA	БРРІА
00400	00410	00420	00430	00440	00450	00460

	Version 3.2で変 更	空 <i>のフォルダー</i> 構造を改訂した (Ver3.03)	Version 3.2で変 更	Version 3.2で変 更	Version 3.2で変 更	Version 3.2で変 更
範囲外	承認(仕様変更)	承認	承 認 (仕様変更)	承 認(仕様変更)	承 認(仕様変更)	承 認 (仕様変更)
2003年11月のCTD Coordination group(CTD調整グループ)に持ち 込まれている。	次回の仕様変更でセクション5-2を 更新する。	空のフォルダ構造を更新する。		24行目をpharmacol に訂正する。	ページ2-4を変更し、最大長を230 とすることで規制当局者がサーバの 名称をそのパスに追加することを認 める。(ページ2-4)	仕様を変更する。
仕様3.0及び GLPおよびGCP査察官は報告書に連続したページ番号がふられていることを期待する。Granularity CTDおよびeCTDではドキュメント/ファイルごとAppendix にページ番号が振られていいことを認めてほしい。それら二つのページ番号は同じではない。	eCTD申請で利用する媒体のタイプの一覧表は不必要である。その代わりに、実際に使用する媒体および地域のガイダンスに関するM2の推奨があるべきである。	空のフォルダ構造のテンプレートに誤りがある。 る。	付録3の図3-3および図3-4に誤りがある。	付録4の23行目と24行目のpharmacologyの省略の仕方について整合が取れていない。	最大長256のペスの長さは規制当局者がパスを追加する必要がある場合に追加することが 許容されない。	REPLACEとAPPENDのオペレーション属性を明確にしてほしい。
仕様3.0及び M4 Granularity Appendix	仕様3.0、付 録5	空のフォルダ 構造	仕様3.0、付 録3	仕様3.0、付 録4	仕様3.0、付 錄2	仕様3.0、表 6-3
EFPIA	J РМА	JPMA	JPMA	ј РМА	JPMA	ICH M2 IWG
EFPIA	JPMA	JPMA	JPMA	JPMA	JPMA	ICH M2 IWG
00470	00480	00490	00200	00510	00520	00530

00540	FFPIA	FFPIA	00540 FFPIA FFPIA H-様v3.2	v3.0を使用した提出物をv3.2に移行させること 3.0を使用している場合であっても、 Q&Aとして No.26	3.0を使用している場合であっても、	Q&ALLT	No.26
2	-	: : :	1	は可能か?	IDを義務付けて適合性の問題を回	承認	
					避することが望ましい。すでに提出		
				「依頼者の中には、すでに3.0を使用して提出	済みのファイルについては、規制当		
				ごが、IDを導入し、修正した	局に相談して、ライフサイクル問題		
		_			の解決法を確認すること。		
				なくなるので、当該申請の残りのライフサイクル			
			_	期間中も3.0を使い続けなければならないこと			
				に気づいていない、体頼者もいろ」とベンダーが			
				言っている。これは本当だろうか?また本当な			
				らば、当局としてはどのようにすることを推奨す			
			•	るのか?今後も古いバージョンを使い続けるの			
				は実際的とは思えない。こうした状況を改める			
		•		ことはできるか、また将来、仕様が再び更新さ			
				れたときにどうやったらこのような事態を回避で			
				きるのか?			

FDAIA、版例シスナンタトにのAura Idlin	リーフIDに下線を使用することに同	意する。																			
ID値の又字セットに関する制約について明確 FDAは、最初の又字以外であれば	にしてほしい。W3Cの定義によると、ID属性値	は「名称」定義を用い、文字、下線、コロンのい	ずれかで始まるようにすれば、その後はどのよ	うな文字(大文字または小文字)、数字、ピリオ	ド、ヘイフン、下線、コロンの組み合わせでもよ	いとなっている。最近FDAは、ID属性値に下線	女字が入っているという理由でJ&Jにパイロット	eCTD提出を付き返している。ID属性の構文は	ファイル名の構文と一致しなければならないと	いうのがFDAの言い分である(ICH eCTD仕様	に従えば、小文字、数字、ハイフンのみというこ	とになる)。ICH仕様ではバージョン3.2の2-4	ページおよび2-5ページにID属性にしこてい	の構文を用いるよう定めているというのをFDA	は根拠としている。 ハイパーリンクが使用する	のであり、またリンキング・テキスト(下線を使用	している場合)のフォーマッティングと誤る可能	性があるので、IDに下線を含めることはできな	いとも発言している。この2つの仕様には互換	性がない。明確にしてほしい。	
仕様v3.2																					
EFPIA 仕様v3.2																					
EFPIA																					
920																					

No.28	スタイルジートを変更した。
O&Aと は と と し と し と し と し と し に の に に の に の に に に に に に に に に に に に に	矮
FDAは、ノード拡張が濫用されるのではないかと心配してきた。試験的期間での経験から、こうした懸念が発当なものであることが確認されている。多くの場合、米国におけるいる。多くの場合、米国におけると下の要件はノード拡張の利用の対象合も中にはあるのけ入れる予定である(すなわち、情報を提出するのに他に実行可能な手段がないというのでない限り、ノード拡張の利用は勧められない。IWGがこの事態を再検討する。	
モジュール2-5でノード拡張を利用できるかどう FDAは、ノード拡張が鑑用されるのかについて、ICHの全地域で明確にしてほし 期間での経験があ、こうした懸念がいる。ICH仕様ではモジュール2-5においてノード拡 妥当なものであることが確認されて張を利用して良いとしており、モジュール1での いる。多くの場合、米国における AIHできたがと述べており、これはICH が妥当と思われる場合も中にはある 性様を無効にするものと言える。欧州での提出 が交当と思われる場合も中にはある 世類作成の経験から、モジュール4およびらに たがって来り、これはICH が妥当と思われる場合も中にはある ははオード拡張が必要なことが判明している。 当面、他の地域はもつうべきであるいてナビゲーション可能な構造で引き渡す 高当面、他の地域はもつうべきであるいてナビゲーション可能な構造で引き渡す 意当面、他の地域はもつうべきであるいてオビが三を意味し、したがって業界に 情報を提出するのに他に実行可能 多大な修正作業をもたらすことになる。FDAは 特理を提出するのに他に実行可能 をジュール2-5でノード拡張を受け入れるべき い)。IMGがこの事態を再検討する。い)。IMGがこの事態を再検討する。い)。IMGがこの事態を再検討する。い)。IMGがこの事態を再検討する。	ICHの標準的なスタイルシートはノード拡張の利用を十分サポートしておらず、表示に問題が生じる。ICH仕様では最下位でのノード拡張を利用すると、スタイルシートはファイルのタイトルを正しく表示しない。当該ノード拡張の下にあるファイルすべてが、各ファイルのタイトルに含まれてしまう。この問題を示した画面ショットを添付する。スライド1:xmlソースコードスライド2:スタイルシートの表示。黄色い箱の中のテキストはm5351(と、理想的にはノード拡張の詳細を加えたもの)であるはず。スライド3:DataFarm Viewerの最新版での表示(PPTスライドを添付)
仕様v3.2	インジイトシー
EFPIA	EFPIA
EFPIA	EFPIA
260	570

	, ,	
バリデーション 基準をICH web サイトに本年末 までにQ&Aとし て公表する予定	No.23	No.24
殿	Q&Aとして 承認	Q&Aとして 乗割
任様の解釈の違い並びにバリデーション対象 この問題は認識している。まず、 項目が異なるために、ある種のeCTD builderの 様々なベンダーがバリデーションに 出力とViewer toolの間に重大な不適合があ 使用する基準を定めることから始め る。1CHはバリデーション・スーツを開発すべき る。 である。最近の欧州(および米国)内での経験 から、あるベンダーの製品の入力として必ずしも姿 当ではないことが痛感されている。そのため、 実際に提出する前に提出物を検査して修正す る必要が生じている。不適合が生じるのは、 (eCTD仕様では具体的方法が述べられてい ないにもかかわらず)製品ごとに特定の方法で ったの項目を扱うよう期待されているからであ る。これが解釈の不一致を招いている。すべて のツールで利用できるスーツをICHが開発すれ ば、こうした問題は回避できるだろう。	個々のファイル名は作成当初からライフルサイ 答えは否。 クルの終わりまでずっと固定するのか。	INDEX.XMLにおける地域固有XMLの参照 DTDおよび仕様によると、提出される文書はす べてXMLバックボーン内に参照(リーフ)がな ければならないとなっている。修正、変更など を適切なオペレーションを行った場合、改変し たファイル属性を使って当該文書のライフサイ クルを維持すべきである。この規則は地域固有 のXMLファイルを参照するリーフにも適用され るのか?実際の文書は地域の当局に管理され ているとしても、このリーフ/文書の参照およ びライフサイクル管理はICH DTD内にある点 に注目されたい。
任 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	仕様v3.2 個	仕様v3.2 2.2 5.0 5.0 7.0 7.0 7.0 7.0 7.0 7.0 7.0 7.0 7.0 7
EFPIA (£	PhRMA (#	Phrma 任
	+	
EFPIA	Datafarm Inc.	Datafarm Inc.
280	590	009

	次回仕様において明らかにする。
鏡 田.	选
モジュール1内の文書については個々の地域特有文書を参照。地域固有の手引きを見ること。	eCTD仕様の付録5でカバーレターを紙で提出するよう要求しているが、これをバックボーンにリンクしていないないdf(cover.pdf)の形でも提出する必要がある。このカバーレターに、md5テキストを付録として追加することになる。こうした事柄は地域別の手引きでも取り上げられている。仕様の次のバージョンで明確にすることとする。
申請様式とカバーレターのライフサイクル… DTDおよび仕様によると、提出される文書はす ベてXMLバックボーン内に参照(リーフ)がな ければならない。修正、変更などを適切なオペ レーションに送ったならば、改変したファイル属 性を使って当該文書のライフサイクルを維持す べきである。この規則は全連続提出資料に存 在する申請様式とカバーレターを参照するリー フにも適用されるのか? また、これは地域 が異なっても共通するものである。実際の文書 は地域の当局に管理されているとしても、地域 が異なっても共通するものである。実際の文書 は地域の当局に管理されているとしても、地域 が異なっても共通するので、共通のガイドライ ンがあると良いだろうという点に注目されたい	MD5値のテキストファイルおよびカバーレター… テキストファイルのindex.xmlに関するMD5値は、仕様の中で明確に定められている。それでもなお、いくらか解釈の混乱を招いている。次の点を明らかれてされたい。 1. 当該ファイル内に保存されるindex.xml md5値を持つindex-md5.txは提出回数あたり1つのみであり、これがindex.xmlとともに保存される。 2. 地域固有xmlファイル用のindex-md5.txは必要ない。というのもこのMD5値はすでにはは必要ない。というのもこのMD5値はすでにははをない。というのもこのMD5値はすでにははをといったをといったある。 3. MD5値を生成し、その値をカバーレターに載せることはできない(5-2ページ)。そうするとカバーレターのMD5値、地域固有xml、index.xmlが変わることになる。おそらくこれは、メディア・ラベルに記載することができるだろう。
仕様v3.2	仕様v3.2
	Phrma
Datafarm PhRMA Inc.	Datafarm Inc.
610	620

<u>基</u>	
ない イン 関	
ばならりフィ	
ななが、	
はらな、 こけ、 では、 である。 ある。	
対対対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対	
IDは英字で始まらなければならないという点以外には、これらのフィールドの内容に制限はなく、技術的制限があるがあるだけである。	
# ' □ \r	20° 45°
仕様か で、リーとある。 とある。 特殊文	ななが、様という。
10mの (数別-7 ない) ない] たい。 にいない。 にいない。 にいない。 にいない。 にいない。 にいない。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にい	タイト
XML XML 副有の はならな ならな で、名 で、名 ををな	バボ、 の制 り最大 25%
ないの -ジに する屋 ければ ナれば すだけ すると	メディーが発生した名のでした。これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、
明報 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /	を ない ない ない かん かい かん アンク アンク アングラング
年が制 ※0.8.7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7	有の編 関係の 大版 で で が が が が が が が が が が が が が が が が が
D値要件が明確でないので、追加の仕様が求められる。 ICH仕様の6-8ページに「XMLインスタンス中のこのファイルに関する固有の識別子。リーフロは文字で始まらなければならない」とある。ID値は、一英字で始まらなければならない。一様えるのは英数字だけで、符号や特殊文字は使えない。 一空自は入れないこと 一空自は入れないこと 一空自は入れないこと 一空自は入れないこと 一空自は入れないこと 一空自は入れないこと	地域固有の審査システムでは、タイトルなど リーフ属性の長さに独自の制限を課している。 href最大長やファイル名の最大長と同様、これもICHが管理するとよいだろう。
	サリたも
۴v3.2	
—————————————————————————————————————	
JRMA	
Datafarm PhRMA 仕様v3.2 lnc.	
Datafar inc.	
<u> </u>	
630	

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
投		RD:
次回メジャー改 訂時対応		CTD Q参照
		CTI
承 認 (仕様変更)		
· (仕様		村
これは、仕様書の記載誤りである。 この例示における最大ファイルサイ ズは50MBではなく、100MBである。		モジュール2.3.Sおよび2.3.Pについ 却下ては、既に製造者ごと、ファイル名ごと、房性ごとにより区別することは可能。 モジュール3.2.Pについては、どのように3.2.Pとのサブセグションを構 成するかのCTD Qを参照。
最大ファイルサイズの記載において、不整合 がある。	付録7 申請資料フォーマットの仕様、7-1ページにおいて、ガイダンスは「PDFファイルに効率的にアクセスできるようにするため、PDFファイルは100 メガバイト以下にすべきである。」と記載されている。しかし、7-4ページ(翻訳版では7-5)の「ページ番号づけ」の項では「この規則に対し2 つの例外が生じうる。(詳細はCTDモジュールに対するガイダンスを参照のこと)。第一は、文書が大きすぎるために(例えば50MB以上)分割されている場合。この場合は2番目(または後続)のファイルに、1番目(または先行)のファイルからの連続番号を付ける。」。整合性を図るため、この箇所は100MBに改訂しなければならない。	製造者(に関する記述)をサポートするファイル モジュール2.3.Sおよび2.3.Pについ 構成は、モジュール2.3.S、2.3.P、3.2.Sおよび ては、既に製造者ごと、ファイル名 3.2.Pを通じて一貫しているべきである。 現在、3.2.Sは物質/製造者ごとに細分化され、能。 3.2.Pは製品によってのみ細分化される。一 方、2.3.Sと2.3.Pは細分化されていない。すべ モジュール3.2.Pについては、どの、 でのセクション中の製造者(に関する記述)のた うに3.2.Pとそのサブセクションを構 めの細分化を定義できるか。 変更要求660を参照。
EFPIA 仕様v3.2		仕様v3.2, 付 録4, モ ジュール 3.2.Sのファイ ル構成
EFPIA		EFPIA
GSK		Centocor BV
640		650

CTD Q参照		スタイルシートを 変更した。
節 知 本	成	承認
どのように3.2.Pとそのサブセクション 範囲外を構成するかのCTD Qを参照。	ファイルは、単一のシーケンス内(申請中)に一度だけ含まれているべきである。シーケンス(申請単位)を横断する1ファイルへの参照要求は各地域において異なる。 eCTD EWGは次のメジャー改訂でライフサイクルの一部として単一のシーケンス(申請)に関連する「link、概念を扱う予定である。	
3.2.Pのファイル構成は製造者間の差別化に関する3.2.Sと同じ原則に従うべきである。3.2.Sは物質/製造者によるフォルダ構成があり、3.2.Pは、製品より下位のそのような構成を持っていない。フォルダ構造は各製造者について提出されるべきである。	同一文書コピーの保守を防ぐために、eCTDラファイルは、単一のシーケンス内(申保留イフサイクルにおいて、同じ申請中のどこか、 請中)に一度だけ含まれているべき あるいは先の申請のいずれかの適切な文書へである。 のリンクを作ることを可能とすべきである。オリジシーケンス(申請単位)を横断する1ファイルの変更要求で例示されている。 ファイルへの参照要求は各地域に おってルーション属性(例えば"link")が許可され eCTD EWGは次のメジャー改訂でラインサイクルの一部として単一のインサイクルの一部として単一のシーケンス(申請)に関連する"link" 概念を扱う予定である。	ICH eCTD ス ICH eCTDのスタイルシートはノードエクステンタイルシート ションに対して正常に動かない。
仕様v3.2	仕様v3.2	ICH eCTD スタイルシート
EFPIA	EFPIA	JPMA
Centocor EFPIA 仕様v3.2 BV	Centocor EFPIA BV	Aventis
099	029	089

	 _		
Z			
Q&A 機 場 と し			
		:	
品目のライフサイクル中における仕様書の改 訂について ーつの申請を通じて、DTDのバージョンはー っであり、初回提出申請時に用いたDTDバー ジョンを同一申請の期間中使い続けることを期 待するか?あるいは、新規あるいは継続中か にかかわらず全ての申請を横断する、DTDの 新バージョンをある一定の時期から使いはじめ るのか? また、仮にDTDの変更が必要であるならば、例 えば古い項目の名称変更や新たな項目の追 加など構造が変更された場合、どのように規制 当局の閲覧ツールは累積ビューを提供する か。			
EFPIA 仕様v3.2			
EFPIA			
NSO			
069			